

第3期酒田市地域福祉計画進捗状況（H28～R3）

完了：完了、完成、終了したもの  
 継続：策定以前から継続して実施しているもの  
 新規：計画策定後に新しく事業に着手したもの  
 着手：着手しているもの

| 基本目標               | 目標の実現に向けた取り組み     | 取り組み  | 実施主体                     | 該当する項目 | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性  |
|--------------------|-------------------|---|--------------------------|--------|---|---|
| I. つながりをお互いに支え合うまち | 1. 地域住民の交流の場づくり   | ①身近な場所を活用した交流の場づくり<br>自治会館のほかに、空き家・空き地など身近な場所を活用し、高齢者、障がい者、子育て中の親、子どもなど様々な世代が交流し、お互いが集える場づくりを推進する。  | 地域行政<br>社会福祉協議会          | 継続     | 学区・地区社協が実施する新・草の根事業の「地域交流サロン事業」は、閉じこもり、地域からの孤立化防止を目的として、自治会を中心に開催され、高齢者同士や世代間の交流が行われている。市社協では、平成28年度まで、サロン世話人（リーダー）研修会を継続して開催し、育成をおこなった。また、助成申請の支援をするなど、資金面や手続き面での空き家を活用したサロンや居場所づくりを支援した。          | 内容のマンネリ化や参加者の固定化などの課題があり、企画運営や事例紹介などの支援を今後検討する必要がある。また、しゃんしゃん元気づくり事業など介護予防事業など類似する他事業との整理が必要と考えている。                 |
|                    |                   | ②誰でも参加できる活動づくり<br>高齢者、障がいのある人、子育て中の親、また働き盛りの世代など、誰でも参加しやすい祭り、ボランティア活動などのイベントや行事等を通して、地域活動への参加を呼びかけるなどの取り組みを行う。  | 地域                       | 継続     | 平成28年度より「ひとづくり・まちづくり総合交付金」に由来からの自治会組織等運営費補助金を統合し、自治会運営交付金として各自治会組織に交付している。この交付金をもって、自治会組織の自主的な活動を支援し住民福祉の向上を図られている。<br>また、地域活性化計画（ビジョン）策定及び地域の将来を担う人材育成にかかる経費を加算し、地域づくりを自分事とし、積極的に取り組んでいる地域を支援している。 | 自治会組織は任意の団体ではあるが、地域コミュニティの基礎となる組織であることから、運営・活動内容等について必要に応じて助言を行うほか、交付金の交付等によって支援を継続していく。                            |
|                    |                   | ③地域内のグループ活動の活性化<br>地域での老人クラブ、婦人会、子ども会など各種グループへの参加を促すとともに、それぞれの活動の活性化を図る。  | 地域                       | 継続     | 平成28年度より「ひとづくり・まちづくり総合交付金」に由来からの自治会組織等運営費補助金を統合し、自治会運営交付金として各自治会組織に交付している。この交付金をもって、自治会組織の自主的な活動を支援し住民福祉の向上を図っている。（再掲）  | 自治会組織は任意の団体ではあるが、地域コミュニティの基礎となる組織であることから、運営・活動内容等について必要に応じて助言を行うほか、交付金の交付等によって支援を継続していく。                            |
|                    | 2. 自治会活動の推進       | ①自治会内のネットワークづくり<br>自治会への加入促進の取り組みを行い、住民相互のつながりを確保し、日常生活の相談・見守り・支援を行う自治会における福祉ネットワークづくりを推進する。  | 地域行政<br>社会福祉協議会          | 継続     | 学区・地区社協が実施する新・草の根事業の「見守りネットワーク支援事業」では、自治会長、民生委員、福祉協力員などの連携・ネットワークによる支援対象者の把握と状況確認、支援者の確保が行われている。市社協では、事業の理解の深めるため、自治会長研修や新自治会長研修の場で市社協の各種事業などの説明を実施した。  | 「見守りネットワーク支援事業」などを通じた自治会における福祉ネットワークづくりを継続する。   |
|                    |                   | ②自治会内の交流事業の推進<br>自治会では、住民相互の理解が深まるように、世代間交流事業や祭りなど様々な活動を行っている。さらに活動の情報を広く提供し、誰もが参加できる体制づくりを行う。  | 地域                       | 継続     | 平成28年度より「ひとづくり・まちづくり総合交付金」に由来からの自治会組織等運営費補助金を統合し、自治会運営交付金として各自治会組織に交付している。この交付金をもって、自治会組織の自主的な活動を支援し住民福祉の向上を図っている。（再掲）  | 自治会組織は任意の団体ではあるが、地域コミュニティの基礎となる組織であることから、運営・活動内容等について必要に応じて助言を行うほか、交付金の交付等によって支援を継続していく。                            |
|                    |                   | ③地域コミュニティの充実<br>自治会やコミュニティ振興会が育んできた力を生かし、各地区に合った取り組みを地域コミュニティ自らが選択し実行できる仕組みづくりとして、新たにひとづくり・まちづくり総合交付金を創設し、地域福祉を始め、防災対策、社会教育など多様な分野の担い手となる地域コミュニティを支援する。                             | 行政                       | 継続     | コミュニティ振興会に対し、それぞれの地域課題解決を図るための自主的に使える財源として交付金を交付している。さらに自治会等への交付金についてはコミュニティ振興会に一括交付した後、各振興会から各自治会等へ交付し、地域コミュニティを支援している。  | 交付金の算定方法や各加算の在り方の見直しを図り、より地域の実態に即した制度となっていると考えられるが、地域の将来を担う運営に携わっていける人材は未だ不足している状況があり、交付金による資金的な支援に加えて、人材育成を支援していく。 |
|                    |                   | ④自治会集会施設整備のための支援<br>自治会集会施設の新築、修繕費、住宅福祉機器の設置を支援していく。  | 行政                       | 継続     | 自治会活動の活性化を目的に、自治会集会施設建築費補助金を交付し、自治会組織の活動拠点の整備を支援している。   | 予算的に要望すべてに対応できないこと、緊急修繕などには対応できないのが課題となっているが、地域からの要望等を参考にしながら、今後とも支援を継続していく。  |
|                    | 3. 地域福祉の拠点（組織）づくり | ①コミュニティ振興会と学区・地区社会福祉協議会の連携強化<br>地域福祉の中心的な組織となるコミュニティ振興会と学区・地区社会福祉協議会との連携を強化する。  | 地域行政<br>社会福祉協議会          | 継続     | 市社協では、新・草の根事業の「合同研修事業」の場などで社協の各種事業などの説明を実施した。また、学区・地区社協組織のあり方検討のため、全地区でヒアリング会を開催、事業の実施状況や地域ごとの課題を確認した。  | 新・草の根事業の包括的見直しと合わせて、今日的な学区・地区社協組織のあり方（コミュニティ振興会との関係など）や支援方法を検討している。   |
|                    |                   | ②福祉のネットワークづくり<br>地域住民、自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉事業者、ボランティアやNPO法人、行政が相互に連携して、ネットワークづくりを行う。<br>さらに、これらを総合的にコーディネートする役割を担い、地域住民のリーダーとして地域の問題把握と解決にあたる人材の育成を図る。 | 地域行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業者 | 継続     | ひとづくり・まちづくり総合交付金の中で、地域計画の策定経費や地域の将来を担う人材を育成するための研修等の経費を加算を設定している。   | 地域の将来を担う運営に携わっていける人材は未だ不足している状況があり、交付金による資金的な支援に加えて、人的な支援を充実させていく必要がある。   |

| 基本目標                         | 目標の実現に向けた取り組み | 取り組み   | 実施主体            | 該当する項目 | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性   |
|------------------------------|---------------|--|-----------------|--------|---|--|
|                              |               |  |                 | 継続     | 学区・地区社協が実施する新・草の根事業の「見守りネットワーク支援事業」では、自治会長、民生委員、福祉協力員などの連携・ネットワークによる支援対象者の把握と状況確認、支援者の確保が行われている。また、市社協では、市の地域支え合い活動推進事業を活用し、コミセンを拠点に地域（学区・地区社協、コミ振、自治会、民生委員等）、行政、社協、事業者、公益大等の連携による地域生活を支える仕組みづくりを支援している。  | 介護予防・日常生活支援総合事業の開始以降、市介護保険課や生活支援コーディネーターが中心となって地域住民を主体とした総合事業B型の仕組みづくりが始まり、その目的や地域への働きかけ、補助支援等は地域支え合い活動と類似・重複する部分があるが協働に向けた調整が図られていない。この改善に向け、市、地域包括支援センター、市社協の合同勉強会などを開催しており、このような支援関係者への働きかけを継続していく。 |
|                              |               | <b>③コミュニティセンター等拠点施設の活用</b><br>地域福祉の拠点となる組織が効果的に機能するように、コミュニティセンター、自治会館などの地域資源を活用し、福祉に対する住民意識を深め、福祉活動を通じた地域の再生を推進する。  | 地域行政            | 継続     | コミュニティ（防災）センターについて、利用者が安心して利用できるように、施設点検や不具合がないか聴き取りを行っている。また、自治会館については、自治会集会所施設建築費補助金を交付し、自治会組織の活動拠点の整備を支援している。  | 地域からの要望を参考に、利用者が安心して利用できる施設を整備していく。  |
|                              |               | <b>④福祉専門組織の活用と支援</b><br>地域内の社会福祉施設や地域包括支援センターを拠点とし、専門的機能を生かした各種相談への対応など地域福祉への取り組みを積極的に支援する。  | 行政福祉事業者         | 継続     | 市内10か所に配置されている地域包括支援センターは地域の高齢者の抱える課題、地域ニーズについての総合相談窓口として機能し、包括的継続的に対応を行っている。   | 高齢者に限らない複合的な問題を抱えた相談が増えており、今後関係機関との益々の連携強化が必要である。  |
| 4. 学区・地区社会福祉協議会活動を通じた支え合いの推進 |               | <b>①新・草の根事業等の包括的見直し</b><br>学区・地区社会福祉協議会が取り組む、見守りネットワーク支援事業やふれあい給食事業、地域交流サロン事業などの新・草の根事業について、市社会福祉協議会が活動実態や課題、各学区・地区の地域特性を改めて整理し、改善・拡充のために事業全体の見直しを行う。併せて、学区・地区社会福祉協議会の独自事業の充実・推進を図る。 | 社会福祉協議会         | 継続     | 新・草の根事業の包括的見直しのため、全学区・地区でヒアリング会を開催、事業の実施状況や地域ごとの課題を確認した。これを踏まえ、「ふれあい給食事業」については、補助単価の引上げと補食給食についても新たに補助対象とする改善を行った。また、一部地域では、地域課題の整理や地域支え合いの取り組みの検討を支援、コミュニティカフェなどの新たな居場所づくりの独自事業の開催に至った。  | 事業の実施状況や地域ごとの課題の確認の結果、地域ごとの実施状況や考え方、見直しに対する意向に差違があり、これまでの統一的な事業実施は困難であると考えているが、見直し案の提示に至っていない。現在は「見守りネットワーク支援事業」と災害時要援護者支援台帳との一元化などについて、市との協議を続けている。   |
|                              |               | <b>②市社会福祉協議会の基盤強化等の継続</b><br>市社会福祉協議会は、自主事業の充実及び学区・地区社会福祉協議会等、地域の福祉関係諸団体への支援・指導機関としての役割を果たすため、組織、財政等体制の具体的な基盤の強化整備を図る。また、多様化する地域福祉のニーズに対応するため、設置目的に即した活動のさらなる活性化を図る。                 | 社会福祉協議会         | 継続     | 組織面において社会福祉法改正に伴う法人制度の見直しなどに適切に対応した。財政面において介護収益の充当及び委託事業による人員確保を行っている。また、学区・地区社協の地域福祉事業での活用策として、基金を新・草の根事業など地域の福祉事業に充当している。   | 社協会費、共同募金以外の新たな財源確保策や既存財源の増収策について、他社協等の調査や具体的な検討に至っていない。   |
| 5. 生きがいつくり                   |               | <b>①老人クラブ、シルバー人材センターへの支援</b><br>高齢者が生きがいを持ち社会貢献を行うなど、地域で生き生きと生活するため、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業への支援を行う。   | 行政              | 継続     | シルバー人材センターに対しては、管理費及び事業費補助金を交付している。また、庁内向け掲示板に請負可能な業務を掲載し、利用促進を要請している。老人クラブに対しては、高齢者の自主的活動を支援するために、単位老人クラブおよび連合会への活動助成をしている。また、活動促進のために指導員を設置する場合の人件費の一部を助成している。  | 引き続き事業活動に資金的な援助を行うと共に、本事業の利用促進に向けて周知を行っていく。  |
|                              |               | <b>②障がい者の社会参加への支援</b><br>障がい者の雇用の促進と社会参加を促すため、国・県など関係機関と連携して支援に取り組む。また、地域イベント等への参加を促すとともに、就労の機会を提供できるように地域、事業所等との連携を図る。  | 地域行政<br>社会福祉協議会 | 継続     | 就労支援ネットワークとして、庄内地域障がい者就労活性化協議会や庄内障害者就業・生活支援センター関係機関連絡会議等による一般就労支援や職場開拓、関係機関の情報交換等を行っている。  | 障がい者雇用については、引き続き、関係機関と連携し、就労と事業者の理解促進へとつなげていく。農福連携・林福連携など国・県の取組み等の情報提供を行い、また、市役所でのバザーの定期的な開催等就労支援を図る。  |
|                              |               |  |                 | 継続     | 手話奉仕員育成事業の受託を継続するとともに、新たに市障がい者アート作品展の事業を受託するなど地域参加促進のための取組を支援している。また、視覚障がい者の方の地域活動参加促進のため、資格保有者による同行援護の支援を行っている。就労支援としては、地域福祉センターなどでの弁当や菓子販売の出店を障害サービス事業所を依頼し、参加に至った。他機関・団体との連携では、市自立支援協議会への参加や生活自立支援センターさかたの支援調整会議を主催し、同行援護支援調整や企業のトライアル雇用への橋渡しに取り組んだ。 | 現行の支援を継続する。  |
|                              |               | <b>③高齢者、障がい者のサークル活動等への参加推進</b><br>高齢者、障がい者自身の知識や技術を発揮して、自主的に各サークル活動、ボランティア活動などに参加し、地域との交流、また地域の担い手として活躍できるよう支援する。  | 地域行政            | 継続     | 地域人材交流講座や地域の教育力向上事業において、高齢者等が「地域の先生」として小、中学生と交流し、伝統文化や農作業、ものづくりの指導をしている。  | 地域人材交流講座については、各校とも地域人材との連携が良好に保たれ、学校との関わりを推進する良い事業となっており今後も継続していく。地域の教育力向上事業についても、地域の人たちとふれあい交流や体験を継続して行うことで、生涯学習の推進が図られている。   |

| 基本目標              | 目標の実現に向けた取り組み  | 取り組み  | 実施主体  | 該当する項目   | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性   |   |  |
|-------------------|----------------|---|---|--|---|--|---|--|
|                   |                |   |   | 継続   | 広く市民にスポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を提供し、心身の健康増進を図る役割を担うスポーツ推進委員と連携しながら、高齢者や障がい者に関わらず、気軽に取り組むことができるニュースポーツの普及に取り組んでいる。平成30年度より新たに酒田市ニュースポーツ大会を開催し、多くの市民が参加している。 | 新たな参加者の確保及び障がい者の参加を促すために、より一層の周知と推進をおこなう。障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に対する理解を深めるとともに、酒田市障がい者福祉会や山形県障がい者スポーツ協会と連携・協力し、障がい者が継続して活動できるよう支援していく。   |   |  |
|                   |                |   |   | 継続   | 手話等の福祉ボランティア活動に関しては、手話教室を実施し推進を図っている。また、酒田市障がい者福祉会のスポーツ大会等では、公益大やボランティア連絡協議会から多くのボランティアの方が参加している。<br>令和2年度については、コロナウイルス感染症によりスポーツ大会等が中止なり活動が制限された。    | 障がい種別により支援に違いがあるため、手話、要約筆記、点訳、音訳など、障がい種別に応じたボランティアの派遣やその指導者の育成を図っていく。  |   |  |
| II. 安全で安心して暮らせるまち | 1. 快適なまちづくりの推進 | ①地域拠点施設や民間住宅のバリアフリー化<br>コミュニティセンター等の地域活動拠点のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設設備等の整備に努める。また、民間住宅においては高齢者や障がい者の住宅での段差の解消、手すりの設置などについて助成を行い、バリアフリー化を推進する。 | 行政  | 継続   | 地域活動拠点施設の新設や改修でも、だれでも利用できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を行っている。また、民間住宅の改修などにおいて、多くの方が住宅リフォーム総合支援事業や住宅改善支援事業の住宅支援制度を活用している。                                       | 住宅環境の改善を支援し促進するため、今後も住宅改善支援事業を継続していく必要がある。   |   |  |
|                   |                |   |   | 継続   | 高齢者の方々が快適で安全な在宅生活が送れるように、新たに福祉機器・外出支援機器を購入する場合に、費用の一部を助成している。   | 引き続き本事業の周知を行うとともに、日々、福祉用具・機器の開発や実用化がなされていることから、市内の高齢者のニーズを踏まえ、必要に応じて対象項目を精査していく。   |   |  |
|                   |                |   |   | 完了   | 身体障がい者が快適で安全な日常生活を送るために、福祉機器を設置する費用の一部を助成するやさしい住まいづくり事業を実施してきた。   | やさしい住まいづくり事業については、申請件数も少なく、他に同様の事業があることから、令和元年度で事業を廃止した。   |   |  |
|                   |                |   |   | ②障がい者が安全に安心して暮らせるまちづくり<br>道路や公共施設等のバリアフリー化の推進や、地域住民が自然に受け入れる心を醸成することにより、障がい者が生まれ育った地域で安心して暮らせるまちづくりに努める。 | 行政<br>社会福祉協議会   | 継続   | 道路の改良に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進している。特に歩道と車道との段差が大きい交差点について段差の解消を図っている。 | 歩道については、歩行者などの安全性を確保するため、車道より一段高い歩道を設置してきた。歩道幅員の狭い箇所での段差解消については、車道の嵩上げなどが必要となり、多額の改修費用を要するため困難な状況にある。<br>今後とも、新たな歩道を設置する場合や歩道の改修を行う場合に、歩道と車道の段差が小さくなるように努める。 |
|                   |                | 継続  | 地域活動拠点施設の新設や改修でも、だれでも利用できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を行っている。  |  |   | 引き続き、地域活動拠点施設の新設や改修でも、だれでも利用できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を行っていく。  |   |  |
|                   |                | 継続  | 令和2年に障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定した。障がいの有無にかかわらず誰もがくらしやすいまちになるよう、「心のバリアフリー」の推進していく。  |  |   | 「心のバリアフリー」を推進するため、市民や事業者に対し、市広報やホームページ、出前講座、パンフレットなど多様な媒体を活用して周知をすすめる。   |   |  |
|                   |                | 継続  | 福祉サービス利用援助事業・成年後見事業を実施し、障がい者の地域での生活を支援している。事業・制度利用の増加に対応するため、生活支援員を新たに募集し、増員、担当職員（専門員）のほか、事務職員を1名増やし、事務体制の強化を図った。また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所を開設し、障がい者の相談、サービス利用の支援を行っている。 |  |   | 平成28年度に施行された成年後見制度利用促進法では、市民後見人育成だけでなく、専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の設置などが求められており、今後の方向性を市や関係機関・団体と協議をする必要がある。なお、市社協が策定する第3期地域福祉活動計画の中間見直し（平成30年度）において、計画の実施項目として『「中核機関」（成年後見センター等）設置等に向けた働きかけ』を追加している。 |   |  |
|                   |                |   |   | ③美しいまちづくりの推進<br>地域の河川・海岸・公園清掃、花植え活動など、地域や地域の事業者などが一体となって、より美しくきれいで快適なまちにするための活動を推進する。                    | 地域  | 継続   | 地域や地域の事業者・団体、学校等のボランティア活動等により、河川・海岸・公園・自治会内等の美化活動が行われている。         | 活動への参加件数や活動によって出た廃棄物の収集重量は、5年前から大きな変化はないため、今後も引き続き活動の支援を行い、事業の推進を図る。<br>R1実績 91件 20t   |

| 基本目標            | 目標の実現に向けた取り組み      | 取り組み  | 実施主体            | 該当する項目 | 進捗状況（具体的実施内容等）   | 課題及び今後の方向性   |
|-----------------|--------------------|---|-----------------|--------|--|--|
| 2. 自主防災・防犯体制の充実 |                    | <b>①「災害時要援護者（要配慮者）避難支援事業」の推進</b><br>災害時に自力での避難が困難である高齢者や障がい者が適切に避難できるように行政、コミュニティ振興会、自治会等が連携し、避難訓練等を実施しながら「災害時要援護者（要配慮者）避難支援事業」を推進する。 | 地域行政            | 継続     | 各自治会と連携し、要援護者の台帳整備の整備を行っている。また各地区の防災訓練において、台帳を活用した避難訓練を実施してもらえようお願している。  | 各自治会に要援護者の取りまとめを依頼しているが、台帳整備率は75%である。今後、未提出の自治会に呼びかけを継続し、未登録の要援護者の情報把握に努める。  |
|                 |                    | <b>②防災知識の普及・啓発</b><br>地域住民がそれぞれにおいて災害対応能力を高めるため、災害時要援護者（要配慮者）も一緒になって日頃から避難場所の確認や防災グッズの装備などの防災知識の習得及び啓発に努める。                           | 地域行政            | 継続     | 防災ガイドブックに加えて、津波や河川ごとの洪水ハザードマップ等作成し配布を行っている。家庭内でだけでなく、地域ではPTA、婦人会、グループ、学校教育など様々な場にも提供することで、幅広い世代に対して防災に関する周知と啓蒙を行っている。加えて、地域住民を対象にした、ハザードマップを活用し災害リスクをイメージ化するDIG訓練や、避難所受入のシミュレーションを行うHUG訓練を実施し、体験しながら防災を学ぶ場の提供を行っている。 | 津波災害警戒区域指定に伴う、新たな津波ハザードマップの作成にあたり、地域と連携を図りながら取り組んでいく。また、日ごろから防災に関心を持ち、非常時に先頭となって行動できる防災リーダーの育成が必要であるため、市民への防災意識の高揚と啓発に努めていく。             |
|                 |                    | <b>③自主防災組織の整備促進</b><br>全市的な防災組織を整備するため、自治会やコミュニティ振興会における自主防災組織づくりと体制の強化を進める。  | 地域行政            | 継続     | 現在、460自治会中440自治会が組織化されている。自主防災組織の活動（防災資機材整備）に対し、購入費の2分の1を補助し、地域防災力の向上を図っている。   | 自主防災組織内の高齢化や人口減少による人材不足等の問題がだされているものの、住民の防災意識の高まりにより、組織数は増えてきている。今後も自治会連合会、自主防災協議会と連携しながら、更なる組織化を促進していくとともに、防災資機材整備の対象を拡充し、地域の防災力を高めていく。 |
|                 |                    | <b>④防犯体制の整備促進</b><br>地域住民が自ら身の回りの安全を守っていくための意識啓発を行うとともに、防犯パトロール、地域見守り活動などを推進する。   | 地域行政            | 継続     | 老人クラブや介護事業所などで消費出前講座を開催し、悪質商法等への対応などの啓発活動とともに、被害に遭った場合の相談先として消費生活センターの認知度の向上に努めている。また、地区住民の老人クラブや防犯部における防犯研修会を実施して被害を未然に防ぐ活動を実施している。   | 地区の防犯部員の高齢化率が高いこと。   |
|                 |                    | <b>⑤消費者トラブルの防止</b><br>高齢者を狙った悪徳商法・特殊詐欺など日々多様化する犯罪による被害が多発していることから、老人クラブや地域包括センターなどと連携し、普及啓発を行うことにより被害の未然防止、早期対応に努める。                  | 地域行政            | 継続     | 老人クラブや介護事業所などで消費出前講座を開催し、悪質商法等への対応などの啓発活動とともに、被害に遭った場合の相談先として消費生活センターの認知度の向上に努めている。また、地区住民の老人クラブや防犯部における防犯研修会を実施して被害を未然に防ぐ活動を実施している。（再掲）   | 継続して実施していく。  |
|                 | 3. 子育てがしやすい地域環境の整備 | <b>①地域での子育て支援の推進</b><br>地域の子どもの育ちをみんなで支える意識を醸成するとともに、コミュニティセンター等を拠点に地域人材を活用した地域子育て応援団事業など、地域での子育て支援活動を充実する。                           | 地域行政<br>社会福祉協議会 | 継続     | 平成30年度より地域子育て応援団への補助金を、継続的に活動支援ができるよう見直しを行った。  | 地域によって子育て応援団が活動休止している等、地域による格差が生じている。また、地域子育て応援団の担い手が高齢化しており、市全体として活動が縮小傾向にある。   |
|                 |                    |   |                 | 継続     | 「地域子育て応援団」や保育所・学童保育所での地域との交流事業等を共同募金助成として支援を継続している。また、県と県社協が主催する「山形県子どもの居場所づくりネットワーク応援団体」に参画し、ひとり親家庭や低所得世帯の子ども等に対する教育支援、孤食になりがちな子どもたちへの食事を提供する集いの場づくりの周知や相談対応などの支援・協力を行った。   | 地域と連携した子育て支援ができるよう関係機関・団体と検討を行う必要があるが、検討や実施には至っていない。   |
|                 |                    | <b>②保育園・認定こども園等と地域活動の連携</b><br>子育て支援の拠点となる保育園、認定こども園及び学童保育所と地域が連携した子育て支援活動を充実する。  | 地域行政<br>福祉事業者   | 継続     | 保育園、認定こども園及び学童保育所等において、各施設が地域と連携し、地域活動を実施している。   | 地域との連携は友好に進んでおり、継続して事業を実施する。   |
|                 |                    | <b>③育児相談、情報提供の推進</b><br>健康センター、児童センター、子育て支援センターなどでの育児相談や交流事業を充実するとともに、子育て支援情報の周知を図る。  | 行政              | 継続     | 地域子育て支援拠点事業により、市内8か所の児童センター・子育て支援センター、つどいの広場において育児相談を実施。また、子育て中の親子が気軽に参加できる講座等を開催し、交流の機会を設けている。さらに3カ月児健診時のおたより配布、市HP掲載、FMラジオ放送などで情報の周知を図っている。  | 乳幼児を連れた親でも容易に利用できるよう、適当な範囲（中学校区程度）ごとに地域子育て支援拠点施設を設置すべきであるが、空白地帯がある。出張広場の開設などで解消されている地域もあり、今後も継続を支援する。                                    |
|                 |                    |   |                 | 継続     | 子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」や健康センターで実施している乳幼児健康診査や各種相談で、育児、発達発育他、様々な相談に応じ情報を提供している。また、マタニティ教室、ぎゅっとサロン、骨盤ケア教室では参加者同士の交流も促している。相談件数は増加傾向で、相談内容も多種多様化しているが、令和2年度は新型コロナ感染拡大防止のため、上記事業の中止や定員減等で、十分な交流や相談体制の構築ができなかった。              | 相談件数は増加傾向で、相談内容も多種多様化している。関係機関と連携しながら支援や情報発信を継続する。   |

| 基本目標 | 目標の実現に向けた取り組み      | 取り組み  | 実施主体                   | 該当する項目 | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性  |
|------|--------------------|---|------------------------|--------|---|---|
|      | 4. 健康づくりの推進        | <p><b>①食生活や生活習慣の改善</b><br/>食生活改善推進協会が行う、地域での「栄養教室」「親子料理教室」「男性料理教室」の開催や保健師等による生活習慣病の予防講座などを開催することにより、地域住民の健康への意識を高め、健康寿命の延伸を目指す。</p> <p><b>②各種健康教室への取り組み</b><br/>地域での参加を広く呼びかけながら、各種健康教室、出前講座、介護予防講座などを開催し、健康で生き生きと生活するための取り組みを推進するとともに、地域の仲間でも自主的な活動ができるように支援する。</p>        | 地域行政                   | 継続     | 新健康さかた21計画推進のため、酒田市で増加している高血圧症や糖尿病といった生活習慣病を予防する「栄養教室」をコミセンごとに実施し、市民の健康づくりに取り組んでいる。   | 共働き世帯の増加やスポーツ少年団活動等で、親子食育教室の開催が年々減少傾向にある。また、会員の高齢化や退会等に伴い、地区協議会が未組織の地区がある。  |
|      | 5. 虐待防止と権利擁護の啓発と普及 | <p><b>①児童虐待への迅速な対応とDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者支援の推進</b><br/>児童虐待に関する理解と通報義務及び通報先の周知に努め、実態把握と適切な支援を迅速に行う体制を推進する。また、DV被害者の救済のため適切な支援を行う。</p> <p><b>②高齢者及び障がい者虐待防止対策の推進</b><br/>高齢者及び障がい者の尊厳を守るため、虐待防止対策を推進するとともに、早期対応を行うための権利意識の啓発と相談支援体制の充実を図る。</p>                                | 地域行政                   | 継続     | 酒田市要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議等を開催し、関係機関との情報の共有化、連携の強化を進めていく。必要に応じて庄内児童相談所と協議し対応している。DV被害者についても、各関係機関と連携し、緊急時に対応するほか自立に向けた支援等を行っている。 | 相談窓口のPR等に努めるとともに、酒田市要保護児童対策地域協議会を構成する各関係機関との密接な連携と相互協力により、引き続き、迅速で的確な対応を図っていく。  |
|      |                    | <p><b>③障害者差別解消法への対応</b><br/>障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることから、障がいを理由とする差別に関する相談および紛争の防止に必要な体制の整備を進める。<br/>また、障がいを理由とした差別の禁止や社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮について、市民の理解を得るための啓発を行う。</p>   | 行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業者 | 継続     | 通報のあったケースについては、地域包括支援センターとともに、関係機関と連携して速やかな対応を行っている。また、研修会、講演会を開催し、虐待防止に関する啓発も行っている。さらには虐待防止協議会において関係機関との連携を図っている。                              | 虐待の早期発見対応、防止に向けて、今後も取り組みを継続していく。  |
|      |                    | <p><b>④権利擁護制度の啓発と助言・相談機能の充実</b><br/>認知症などで物事を判断する能力が十分でない人が権利擁護制度を利用し、適切なサービスを受けることができるように、市社会福祉協議会で取り組む福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について、各種広報媒体等を用いて、広報・啓発に努め、将来の市民後見人育成も視野に入れ、制度の周知・浸透を図る。<br/>また、市と市社会福祉協議会の助言・相談機能を強化するとともに、地域包括支援センターや福祉事業者等に対する研修を充実し、適切なサービスにつなげる体制の強化を図る。</p> | 行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業者 | 新規     | 「見守りネットワーク支援事業」や福祉サービス利用援助事業、地域包括支援センターの権利擁護相談等により、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めている。   | 虐待の対応については、迅速に対応する必要があることから、引き続き、市広報、ホームページを通じ、障がい者虐待防止や虐待があった場合の通報義務に関する周知・啓発を図るとともに、市高齢者及び障がい者虐待防止協議会等の関係機関と連携していく。 |
|      |                    |   |                        | 継続     | 市社協では、手話奉仕員育成事業の受託を継続するとともに、新たに市障がい者アート作品展の事業を受託するなど地域参加促進のための取組を支援している。また、会報での障害者差別解消法の記事掲載による啓発や同法の実践として、日和山公園桜まつり開催期間中に、車いすの無料貸し出しを行った。      | 障がいを理由とする差別の禁止や合理的な配慮について、引き続き、市民へ周知していくとともに、障がい者差別解消支援地域協議会により、障がいを理由とする差別を解消する取組について協議していく。                         |
|      |                    |   |                        | 継続     | 酒田市ホームページに掲載し、各種団体からの依頼があった場合には制度説明を行っている。  | 現行の支援を継続する。   |
|      |                    |   |                        | 継続     |   | 当市における成年後見制度利用促進計画の策定、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関の設置により、広報・相談を機能を強化を図る。市民後見人の育成・支援体制の構築について、社会福祉協議会等と協議していく。 |

| 基本目標               | 目標の実現に向けた取り組み | 取り組み  | 実施主体                         | 該当する項目 | 進捗状況（具体的実施内容等）   | 課題及び今後の方向性  |
|--------------------|---------------|---|------------------------------|--------|--|---|
|                    |               |   |                              | 継続     | 市社協では、民生委員等の関係機関・団体等へ福祉サービス利用援助事業・成年後見制度の説明を実施した。また、両制度の相談に応じている。  | 平成28年度に施行された成年後見制度利用促進法では、市民後見人育成だけでなく、専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の設置などが求められており、今後の方向性を市や関係機関・団体と協議をする必要がある。なお、市社協が策定する第3期地域福祉活動計画の中間見直し（平成30年度）において、計画の実施項目として『「中核機関」（成年後見センター等）設置等に向けた働きかけ』を追加している。  |
|                    |               | ⑤権利擁護を必要とする対象者の把握<br>地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携して、権利擁護が必要な対象者の把握、利用の促進を図る。  | 行政<br>地域<br>社会福祉協議会<br>福祉事業者 | 継続     | 地域包括支援センター、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会、庁内関係課と連携して対象者の把握に努めている。  | 引き続き、地域包括支援センター、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会、庁内関係課と連携して対象者の把握に努める。  |
|                    |               |   |                              | 継続     | 民生委員等の関係機関・団体等へ福祉サービス利用援助事業・成年後見制度の説明を実施した。また、両制度の相談に応じている。（再掲）  | 引き続き、民生委員などとの連携を強化する。   |
| Ⅲ. 地域福祉サービスの充実したまち | 1. 相談体制の整備    | ①福祉相談機能の充実及び連携強化<br>各相談窓口での相談機能の連携強化を図るとともに、県の専門的機関、市社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して相談・援助体制の充実を図る。また、福祉や生活の課題が多様化していることから、相談窓口の周知・広報及び職員の資質向上、知識と経験を有する専門性の高い人材（社会福祉士や保健師）の適切な配置に努める。 | 行政                           | 継続     | 市介護支援専門員新任者研修会を行った。地域包括支援センターにおける高齢者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等では、個別ケア会議等で介護支援専門員へのサポートを行った。  | 高齢者が増加する中、引き続き、介護支援専門員と相談支援専門員の連携強化や、高齢者等のニーズに適合した支援に努める。   |
|                    |               |   |                              | 継続     | 家庭児童相談室を設置し、家庭福祉に関する相談指導業務の充実強化することで家庭における適正な児童療育その他家庭児童福祉の向上を図っている。<br>また、母子・父子自立支援員兼相談員を1名配置し、ひとり親家庭等の自立支援とDVに関する相談を行っている。<br>令和3年4月に子ども家庭総合支援拠点（児童等に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点）として、子ども・家庭支援室を設置した。 | 関係機関と支援に向けての連携強化を図っていく。   |
|                    |               |   |                              | 着手     | 令和4年度に（仮称）ひきこもり相談窓口設置にむけ、健康福祉部内で検討会を実施している。  | ひきこもりや傷病等で地域住民との関わりが乏しく孤立している人への対応などについての相談窓口の設置が必要となっている。  |
|                    |               |   |                              | 継続     | 酒田市障がい者地域自立支援協議会の事務局に、福祉課のほかに、市委託相談支援事業所「あおぞら」と庄内障害者就業・生活支援センター「かでる」で構成し、関係機関と情報共有をしながら、相談支援体制の充実を図っている。   | 相談支援事業所の相談従事者の対応能力等の向上を図るため、自立支援協議会等をさらに活性化させる。また、緊急時の相談支援体制を構築するうえでの、地域生活支援拠点の整備について検討していく。  |
|                    |               |   |                              | 継続     | 乳幼児期から学齢期、就労期のそれぞれのライフステージの中で、関係機関と連携し、一生にわたって切れ目のない支援を行うことを目的とする「発達支援室」に発達支援相談員を配置し、全ての年代の方の幅広い相談に専門的に対応できる体制を構築している。   | 「発達支援室」で全ての年代を対象に支援を行っているが、相談件数の増加によりタイムリーな対応が困難になりつつあり、関係機関との協力を得て対応する必要がある。   |
|                    |               |   |                              | 継続     | 県健康福祉部、市社会福祉協議会、自立支援センター、地域包括支援センター等関係機関と連携し、生活困窮世帯の相談や支援を行っている。令和2年度には社会福祉主事を1名増員し10名の配置で相談に対応している。   | 新型コロナウイルスの流行に伴う緊急事態宣言の発令以降、収入減少や、住まいを失うある方の相談が増加傾向にあり、リーマンショック以上の不況が懸念されている。関係機関との連携、情報共有を継続・強化し、制度を周知し、対象者の把握に努め、福祉相談機能の充実を図る。   |
|                    |               | ②地域における相談体制の整備<br>学区・地区社会福祉協議会で取り組んでいる相談事業（地域あんしん事業）の充実強化を図る（コミュニティ振興会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、行政等が相互に連携・研修し、身近で気軽に相談体制の整備を図る）。  | 行政<br>地域<br>社会福祉協議会<br>福祉事業者 | 継続     | 学区・地区社協では、新・草の根事業として「地域あんしん事業」（年2回）を実施し、身近な場所での相談事業を展開している。市社協は、この実施を支援している。   | 相談件数が少ない地域がある一方で、事業を活用して積極的に相談事業に取り組んでいる地域もあることから、引き続き地域住民が気軽に何でも相談できる体制を継続していく。なお、市社協が策定する第3期地域福祉活動計画の中間見直し（平成30年度）において、計画の実施項目として『地域での多機関協働による相談体制づくり等の検討』を追加しており、国の示す地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知、地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築などを検討する必要がある。 |

| 基本目標                       | 目標の実現に向けた取り組み   | 取り組み   | 実施主体                   | 該当する項目   | 進捗状況（具体的実施内容等）   | 課題及び今後の方向性  |  |
|----------------------------|---|--|------------------------|--|--|---|--|
| 2. 住み慣れた地域で安心して生活していくための支援 | ③ <b>保健・医療・福祉に関するサービス情報提供の充実</b><br>市のホームページ、市広報、市社会福祉協議会、福祉事業者などあらゆるメディアを通し、保健、医療、福祉に関するサービス情報を高齢者等にもわかりやすく提供する仕組みを検討する。 |  | 行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業者 | 継続   | 保健、医療、各種健康相談体制などを市のホームページ、広報などを通し、広く情報提供、周知している。<br><br>※福祉相談体制や地域の支え合い活動、新たな福祉サービスは健康課では実施していないため、上記の回答になります。   | 今後も市民のニーズに合った保健、医療に関するサービスの情報を提供する体制を充実していく。  |  |
|                            |   |  |                        | 継続   | 高齢者福祉サービスに関する情報を市のホームページ、広報などを通し、周知している。   | 現行の情報提供を継続する。   |  |
|                            |   |  |                        | 継続   | ホームページをリニューアルし、情報にたどり着きやすい構成に改善、加えてSNSを活用した情報発信を開始した。市社協会報（ふれあい）は、写真やイラストを多用し、題字に高校生の書道等の作品を採用するなど、見やすい紙面とするとともにより多くの人に興味を持ってもらうように改善した。また、酒田エフエム放送と協力し、ラジオ番組「社協ほのぼのタイム」の放送を開始した。                      | 現行の情報提供を継続する。   |  |
|                            |   | ① <b>高齢者等の見守り体制の充実</b><br>⑦学区・地区社会福祉協議会活動を通じた、孤独死ゼロを目指す「見守りネットワーク事業（新・草の根事業）」の推進、⑧民生委員・児童委員によるきめ細かな見守り、⑨行政や地域包括支援センターなどによる公的制度の狭間で孤立する高齢者等の見守り支援事業の展開といった、高齢者等に対する重層的な見守り体制の充実を図る。<br>また、訪問介護事業者や新聞販売事業者、配食サービス事業者など、一人暮らし高齢者等を訪問する機会のある民間事業者との連携を図り、いち早い異変の察知と関係機関との連絡体制の充実を図る。 |                        | 地域<br>行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所<br>企業等  | 継続   | 地域包括支援センターの開催する地域ケア会議等を通じて、民生委員をはじめとする地域組織と、地域の高齢者の情報を共有し、見守りを行っている。  | 今後も地域の関係機関との連携を強化し、孤立死が発生しないよう情報を共有し見守りを行っていく。   |
|                            |   |  |                        |  | 継続   | 民生委員・児童委員による見守りや新聞販売業者等が訪問した時、異変等あった場合情報提供をしてもらい、安否確認等を行っている。   | 現状のとおり、地域の関係団体等と連携し、対応していく。  |
|                            |   |  |                        |  | 継続   | 学区・地区社協が実施する新・草の根事業の「見守りネットワーク支援事業」では、自治会長、民生委員、福祉協力員などの連携・ネットワークによる支援対象者の把握と状況確認、支援者の確保が行われている。福祉協力員に対しては、新任福祉協力員を対象にグループワーク等を通じたより実践的な研修や「見守り」についての全体研修などを実施した。 | 情報の共有等について同意を頂けない方への対応と見守り方法やこれまでの登録者からの同意の取り付け方法等についての協議・検討に至っていない。また、「見守りネットワーク支援事業」と災害時要援護者支援台帳との一元化などについて、市との協議を続けている。 |
|                            |   | ② <b>一人暮らし高齢者等の迅速な異変察知システムの検討</b><br>一人暮らしにより、体調等の急変に不安を持つ高齢者等の異変を察知するため、緊急通報システムの充実・見直しを図り、センサー等による異変察知システム等の研究・検討を行う。  |                        | 地域<br>行政<br>福祉事業者<br>企業等   | 継続   | 高齢者の急病や災害などに迅速かつ適切な対応を図るために、緊急通報機器を貸与している。（H31年度より新規受付を終了）緊急通報ボタンを押すと受信センターに通報が入り、協力員（近隣住民やボランティア等）の協力を得て安否確認を行う。   | H31年度より新規申請受付を終了したため、現在設置済みの機器や利用者の管理をしていく。  |
|                            |   | ③ <b>地域包括ケアシステムの構築</b><br>高齢化が進むことから、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図る。   |                        | 行政<br>社会福祉協議会<br>地域<br>福祉事業所   | 継続   | 地域包括支援センターの開催する地域ケア会議等を通じて、民生委員をはじめとする地域組織と、地域の高齢者の情報を共有し、見守りを行っている。（再掲）  | 今後も地域の関係機関との連携を強化し、孤立死が発生しないよう情報を共有し見守りを行っていく。   |
|                            |   |  | 継続                     | 介護サービス事業者として、訪問介護、通所介護、居宅支援などの介護サービスの適切な提供の役割を担うとともに、地域主体の生活支援・介護予防事業の創設に向けて、市の地域支え合い活動推進事業を活用し、コミセンを拠点に地域（学区・地区社協、コミ振、自治会、民生委員等）、行政、社協、事業者、公益大等の連携による地域生活を支える仕組みづくりを支援している。 | 介護予防・日常生活支援総合事業の開始以降、市介護保険課や生活支援コーディネーターが中心となって地域住民を主体とした総合事業B型の仕組みづくりが始まり、その目的や地域への働きかけ、補助支援等は地域支え合い活動と類似・重複する部分があるが協働に向けた調整が図られていない。この改善に向け、市、地域包括支援センター、市社協の合同勉強会などを開催しており、このような支援関係者への働きかけを継続していく。 |   |  |
|                            |   | ④ <b>認知症施策の推進</b><br>認知症等による徘徊の未然防止、早期発見につなげるため、認知症についての知識の普及を図るとともに、地域全体で見守る取り組みを推進する。また、認知高齢者等が日常生活を制限せずに安心して自由に行動できるよう、見守りシステム等の研究・検討を行い、家族の負担軽減を図る。  |                        | 地域<br>行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所<br>企業等  | 継続   | 市民認知症講演会、認知症サポーター養成講座の周知事業の開催、安心おかけ登録、さかた声かけ隊による見守り体制への支援、また認知症カフェ、認知症初期集中支援事業による家族支援を実施している。R3年度から徘徊高齢者等見守り事業「見守りシール」を開始。  | 機会を捉え、継続的に実施できるよう、関係者に働きかけを継続していく必要がある。  |

| 基本目標 | 目標の実現に向けた取り組み   | 取り組み   | 実施主体                         | 該当する項目 | 進捗状況（具体的実施内容等）   | 課題及び今後の方向性   |
|------|-----------------|--|------------------------------|--------|--|--|
|      |                 |  |                              | 継続     | 地域包括支援センターにいだなどが中心となり、認知症の啓発事業として認知症サポーター養成講座を開催、認知症状の理解推進、認知症の方の孤立予防等の啓発講座等を実施した。また、市事業「安心おかえり登録」への協力、「さかた声かけ隊」の普及への協力を行った。   | 社協内で「安心おかえり登録」登録者リストを共有しているが、徘徊発生など有事の際の具体的な対応について実施できていない。  |
|      | 3. 適切な福祉サービスの提供 | <b>①市民ニーズの適切な把握</b><br>地域ケア会議等のネットワークによる検討会などにより、高齢者等が実際に地域で暮らす中で、不便に感じていることや困っていることを的確に把握する。  | 地域<br>行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所 | 継続     | 日頃より各種地域会議に参加し、課題把握を行っている。全地区でヒアリング会を開催、事業の実施状況や地域ごとの課題を確認した。市の地域支え合い活動推進事業を活用し、コミセンを拠点に地域（学区・地区社協、コミ振、自治会、民生委員等）、行政、社協、事業者、公益大等の連携による地域生活を支える仕組みづくりを支援、ワークショップを行う中で地域課題の共有を行った。                 | 現行の支援を継続する。  |
|      |                 | <b>②移動手段等の検討</b><br>高齢者等が、住み慣れた地域で継続して暮らしていくためのニーズに対応した福祉サービスとして、日常の買い物や通院などの移動手段の確保が困難な高齢者等のための交通対策や食料品の宅配サービス・移動販売等に対する支援や集落生活圏を維持する「小さな拠点」づくりの取り組みについて検討する。 | 地域<br>行政                     | 継続     | 日常の買い物や通院などの移動手段の確保が困難な高齢者等のための交通対策としては、タクシーを利用した場合、ほっとふくし券を利用することが出来る。  | 食料品の宅配サービス・移動販売等に対する支援や集落生活圏を維持する「小さな拠点」づくりについては、一部の地域で民間事業者が主体となり実施している。今後、民間事業者をと連携。協議をする必要がある。、   |
|      |                 | <b>③公的福祉サービスを補完する地域支え合い活動の支援</b><br>過疎化、核家族化が急速に進行し、買い物やゴミ出し、冬期間の灯油詰めや除雪などの日常生活への支援のあり方が課題となりつつある。地域が多様化する課題を共有し、課題解決の仕組みづくりを検討、取り組みを行う地域活動を支援する。              | 地域<br>行政<br>社会福祉協議会          | 継続     | おおむね65歳以上の単身世帯・高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者に対して、疾病・認知症・虚弱等の理由で自ら行うことのできない軽易な日常生活の業務（掃除、買い物、ゴミ出し、灯油詰め、除雪等）について生活援助員の派遣を行っている。  | 軽度生活援助事業を継続するとともに、民間事業者の宅配など検討する必要がある。また、移動支援については、投資と効果の面から関係機関と協議する必要がある。  |
|      |                 |  |                              | 継続     | 市の地域支え合い活動推進事業を活用した地域生活を支える仕組みづくりの支援や介護予防・日常生活支援総合事業の移行支援等を実施している。   | 介護予防・日常生活支援総合事業の開始以降、市介護保険課や生活支援コーディネーターが中心となって地域住民を主体とした総合事業B型の仕組みづくりが始まり、その目的や地域への働きかけ、補助支援等は地域支え合い活動と類似・重複する部分があるが協働に向けた調整が図られていない。この改善に向け、市、地域包括支援センター、市社協の合同勉強会などを開催しており、このような支援関係者への働きかけを継続していく。 |
|      |                 | <b>④介護予防・日常生活支援総合事業の推進</b><br>住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体、多様な担い手による重層的な生活支援・介護予防サービスの支援体制の構築を図っていく。                     | 行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所       | 継続     | 社会福祉法人や民間企業等の介護サービス事業所及びコミュニティ振興会主体による介護予防・生活支援サービスを提供している。  | 今後も国の基準等を参考にしながら、介護サービス事業者やコミュニティ振興会と連携して介護予防・生活支援サービスを提供していく。   |
|      |                 |  |                              | 継続     | 市の地域支え合い活動推進事業を活用した地域生活を支える仕組みづくりの支援や介護予防・日常生活支援総合事業の移行支援等を実施している。（再掲）   | 介護予防・日常生活支援総合事業の開始以降、市介護保険課や生活支援コーディネーターが中心となって地域住民を主体とした総合事業B型の仕組みづくりが始まり、その目的や地域への働きかけ、補助支援等は地域支え合い活動と類似・重複する部分があるが協働に向けた調整が図られていない。この改善に向け、市、地域包括支援センター、市社協の合同勉強会などを開催しており、このような支援関係者への働きかけを継続していく。 |
|      | 4. 地域社会での孤立防止   | <b>①自殺予防活動の推進</b><br>精神科の医師、保健師などへ日常生活のストレス、悩み等を気軽に相談できる心の健康相談の充実を図るとともに、自殺予防のために、市民一人ひとりが「心のサポーター」の役割を担い、普及啓発及び人材の育成に努める。                                     | 行政<br>地域<br>社会福祉協議会          | 継続     | 平成30年度に酒田市自殺対策計画を策定し、計画に基づき、相談窓口の充実や適切な支援に繋ぐことのできる人材の育成を行った。また、「睡眠」や「うつ病予防」などの、こころの健康に関する知識の普及啓発を行っている。  | 自殺死亡率は減少傾向にあるものの、国、県に比べると、高い傾向にあることから、今後も、引き続き相談窓口の充実や自殺対策を支える人材の育成を行う。  |
|      |                 |  |                              | 継続     | 市健康課が実施する「こころの健康相談」「こころのサポーター養成講座」等の周知や会場手配等に協力をしている。また、県主催の「庄内自殺対策意見交換会」へ出席し、庄内地域の市町の取組や支援団体の活動等について情報交換、共有を行った。生活自立支援センターさかたでは、生活困窮者自立支援相談の一環として自殺予防の視点も取り入れ、生きづらさを感じている方々に対する相談や自立支援に取り組んでいる。 | 現行の支援を継続する。  |

| 基本目標          | 目標の実現に向けた取り組み   | 取り組み   | 実施主体                | 該当する項目  | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性   |   |   |  |
|---------------|---|--|---------------------|---|---|--|---|---|--|
| 5. 生活困窮者の自立支援 | ②ひきこもり等の社会復帰への支援<br>ひきこもりやニートは、失業、不登校等からひきこもりにつながっている現状がみられるため、相談窓口を設置し、社会復帰に向け支援できる体制づくりに努める。                        | 地域<br>行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所   |                     | 着手  | 令和4年度に（仮称）ひきこもり相談窓口設置にむけ、健康福祉部内で検討会を実施している。（再掲）   | ひきこもりや傷病等で地域住民との関わりが乏しく孤立している人への対応などについての相談窓口の設置が必要となっている。   |   |   |  |
|               |   |  |                     | 継続  | 生活自立支援センターさかたが中心となり、ひきこもり本人とその家族を対象とする相談を実施している。また、ひきこもり回復支援のための市民団体などに協力し、各種団体や行政との連携やネットワークづくりを行った。これらに基づき、自立に向けた出口支援、社会との接点を持つことができる居場所の提供として「折り紙 脳トレ教室」を開催した。 | 現行の支援を継続する。  |   |   |  |
|               |   | ③地域の居場所づくり<br>地域のつながりが希薄になっている中、地域との接点がなく、閉じこもりがちな高齢者等が見受けられるため、自由に出入りし、気軽に集える居場所づくりを支援する。 | 行政<br>地域<br>社会福祉協議会 |   | 継続  | 地域の居場所として、コミュニティ（防災）センターを安心して利用できるよう整備をしている。また、地区の居場所として、自治会館の整備を支援している。   | 地域からの要望を参考に、利用者が安心して利用できる施設を整備していく。                           |   |  |
|               |   |  |                     |   | 継続  | 65歳以上の高齢者を対象にした一般介護予防事業を実施している。いきいき百歳体操やしゃんしゃん元気づくり事業は身近な居場所として定着してきた。<br>また、平成29年度からはコミュニティ振興会が主体となり、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）が14か所で行われ、介護予防とともに地域で参加者同士の交流が行われている。 | 現行の支援を継続する。   |   |  |
|               | 継続  |  |                     |   | 学区・地区社協が実施する新・草の根事業の「地域交流サロン事業」は、閉じこもり、地域からの孤立化防止を目的として、自治会を中心に開催され、高齢者同士や世代間の交流が行われている。  | 内容のマンネリ化や参加者の固定化などの課題があり、企画運営や事例紹介などの支援を今後検討する必要がある。また、しゃんしゃん元気づくり事業など介護予防事業など類似する他事業との整理が必要と考えている。  |   |   |  |
|               | ①生活困窮者の実態把握<br>行政が持っている情報の活用（各課窓口の情報を共有）と地域ネットワークの構築（早期に把握して地域での見守り体制を構築し、自治会、民生委員・児童委員等地域住民や相談支援機関とのネットワークづくり）に取り組む。 | 行政<br>社会福祉協議会<br>地域<br>福祉事業所   |                     | 継続  | 生活自立支援センターさかた開設以降、行政、関係機関と定期的に支援調整会議を開催し、支援連携を強化している。   | 個別ケースにおいて民生・児童委員との協力や連携を行っているが、地域ネットワークの構築などの取組の実施には至っていない。  |   |   |  |
|               |   |  |                     | ②自立支援施策の推進<br>自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等による見守り活動の中で、ひきこもりや傷病等で地域住民との関わりが乏しく孤立するおそれのある人を早期に把握して相談機関へつなぐとともに、障がい者、高齢者、ニート、ひきこもりで働くことができない人の相談支援を充実する。また、見守り体制の基盤強化を図る。 | 地域<br>行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所  |  | 着手  | 令和4年度に（仮称）ひきこもり相談窓口設置にむけ、健康福祉部内で検討会を実施している。（再掲）   | ひきこもりや傷病等で地域住民との関わりが乏しく孤立している人への対応などについての相談窓口の設置が必要となっている。   |
|               |   |  |                     |   |   |  | 継続  | 障がい者の地域生活を支える身近な相談窓口となる相談支援事業所の相談従事者の相談対応能力等の向上を図るため、自立支援協議会等を活性化し、相談支援の充実を図っている。   | 相談支援事業所の相談従事者の対応能力等の向上を図るため、自立支援協議会等をさらに活性化させる。また、24時間相談支援体制を整備するうえでの、地域生活支援拠点の整備が必要である。           |
|               |   |  |                     |   |   |  | 継続  | 生活自立支援センターさかた開設以降、自立相談や就労支援を継続して実施している。行政、関係機関と定期的に支援調整会議を開催し、支援連携を強化している。緊急性を要するケース、世帯全体で検討を必要とするケース等が増えていることから、関係者の出席により個別支援調整会議を開催している。生活福祉資金・たすけあい資金による貸付支援、フードバンクを活用した食料支援などを実施し、緊急的な支援等に対応している。 | 改正生活困窮者自立支援法では自立相談支援・就労準備支援・家計改善支援の一体的実施の促進が求められており、この体制づくり等について市や関係機関・団体との調整が必要と考えられるが、協議に至っていない。 |
|               |   |  |                     | ③貧困の連鎖防止<br>教育機関・児童福祉機関等との関係機関と連携し、精神保健相談、学習支援、多重債務相談に取り組む。   | 行政<br>社会福祉協議会   |  | 継続  | 学校教育課では、避難児童生徒就学援助事業、要保護及び準要保護児童援助事業を通して、該当する家庭の支援を行っている。また、SCや教育相談専門等を配置し、児童生徒及び家庭の相談に応じる体制を整えている。令和2年度から市独自で、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する人材として、スクールソーシャルワーカーを配置した。   | 学校教育課では、支援を必要とする児童生徒及び家庭に適切な支援を継続していく。   |
| 継続            |   |  |                     |   |   |  | 多重債務相談の窓口を設置し日常より相談を受け付けるとともに、酒田市多重債務者対策会議を開催し関係団体との連携を図っている。 | 継続して実施していく。   |  |

| 基本目標  | 目標の実現に向けた取り組み   | 取り組み  | 実施主体   | 該当する項目                        | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性  |
|---|-----------------|---|--|-------------------------------|---|---|
|   |                 |   |  | 新規                            | 平成29年度に庁内関係課による体制強化会議を開催。以後、子育て支援課が中心となり子どもの貧困対策を推進している。<br>令和元年度からは、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を業務委託により実施している。<br>また、令和元年度に策定した第2期酒田市子ども・子育て支援事業計画（計画期間／令和2～6年度）について、子どもの貧困対策に関する計画としても位置づけた。 | 教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援に係る課題に関して、早期発見（気づき）と関係機関の連携により対策を進める。   |
|   |                 |   |  | 継続                            | 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援については、進学準備給付や高等教育の修学支援新制度の施行、高校生等の進路に対する支援など就労・自立支援の充実についてのメニューが示され、各担当ケースワーカーが対象被保護者に周知を行い、支援を行っている。また、要保護児童地域対策協議会で関係機関と課題の多い世帯について情報交換を行い連携している。                   | 生活保護世帯の子ども達で一部学校を休みがちであったり、卒業後の不就労などの課題がある。子どもだけではなく、親も含めた日常生活リズムや就労に対する意欲の問題があり、保健師や就労支援員等の専門職員と共に訪問を行い、助言・指導を行っていく。 |
|   |                 |   |  | 継続                            | 生活自立支援センターさかた開設以降、教育や児童福祉に関係する行政、関係機関と定期的に支援調整会議を開催し、支援連携を強化している。また、県と県社協が主催する「山形県子どもの居場所づくりネットワーク広援団体」に参画し、ひとり親家庭や低所得世帯の子ども等に対する教育支援、孤食になりがちな子どもたちへの食事を提供する集いの場づくりの周知や相談対応などの支援・協力を行った。  | 現行の支援を継続する。   |
| IV 世代をこえてひと ころを育てるまち  | 1. 福祉の心を育むまちづくり | ①「心のバリアフリー」化の推進<br>障がい者や高齢者が地域で共に暮らすうえで大切なことは、障がい及び障がい者、高齢者に対する正しい理解が不可欠である。理解を深め偏見をなくし、意識上の障壁を取り除き心のバリアフリー化に努める。 | 地域行政   | 継続                            | 毎年12月の「障がい者週間」に合わせて市広報12月1日号に障がいについての各種相談窓口の紹介など啓発活動を行い、障がい者についての市民理解が深まるよう努めている。<br>令和2年3月に障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定した。  | 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もがくらしやすいまちになるよう、「心のバリアフリー」の推進していく。  |
|   |                 | ②福祉活動を通じた福祉に対する理解の推進<br>子育て支援センター、地域包括支援センターなどが実施する体験活動や実習を通して、子育てや高齢者介護、障がい者支援についての理解を推進する。                      | 地域行政   | 継続                            | 高校生乳幼児ふれあい事業により、日ごろ乳幼児と接する機会の少ない高校生が乳幼児と触れ合ったり保護者の話を聞く機会を設け、子育て支援についての学びの場を提供した。また、ボランティアサークル等との協力による交流会や研修会を通して、子育てについての理解を深める取り組みを行った。  | 酒田光陵高校と協力し高校生乳幼児ふれあい事業を実施している酒田子育て支援センターの年度末の移転に伴い、今後の開催継続について検討が必要となる。   |
|   |                 |   |  | 継続                            | 認知症サポーター養成講座を、小中学生児童、高校生に対しても実施している。  | 機会を捉え、継続的に実施できるよう、関係者に働きかけを継続していく必要がある。   |
|   |                 |   |  | 継続                            | 出前講座による各学校の授業や各種団体の研修会などの機会をとらえ、福祉のまちづくりや障がい者施策についての周知活動を行っている。   | 引き続き、出前講座による各学校の授業や各種団体の研修会などにより、福祉のまちづくりや障がい者施策についての周知活動を行っていく。  |
|   |                 | ③地域活動による福祉意識の醸成<br>地域にある高齢者施設でのボランティアや地域の高齢者とのふれあいなどを通し、児童・生徒の福祉意識の醸成を図る。   | 地域行政<br>社会福祉協議会  | 継続                            | ボランティア・公益活動センターが高校生や中学生などをターゲットとした夏のボランティア体験事業を実施している。あわせて、福祉の担い手育成事業（高齢者疑似体験事業）を市より受託、実施している。また、市内社会福祉法人の連携・協働による「地域における公益的な取組」として、「ふくし出前講座・福祉共育出前講座」を実施、今後、学校などを対象にした講座を実施することとしている。    | 現行の支援を継続する。   |
|   |                 | ④地域における活動を通じたボランティアの心の育成<br>子ども会・育成会活動を活性化し、地域の祭りや季節の行事、清掃や資源回収などの活動を通して、進んで地域に貢献するボランティアの心を育てる。                  | 地域   | 継続                            | 酒田市子ども会育成連合会、中・高校生ボランティアの活動の支援をとおして地域における地域貢献の意識の醸成を育んでいる。  | 引き続き活動の支援を行い地域におけるボランティア意識の醸成を図る。   |
| ⑤地域における生涯学習の推進<br>福祉関連講座や研修会、また大学などが実施する講座等への参加を促すことで、福祉への関心と理解を深め、地域活動の担い手としてつなげていく。 | 地域行政<br>社会福祉協議会 | 継続  | 地域教育力向上スキルアップ講座や生涯学習推進講座開催事業において、講座や講習会を開催し、地域活動の担い手を育成している。 | 参加者の増につながるような講座や講習会の企画を立てていく。 |   |   |

| 基本目標   | 目標の実現に向けた取り組み  | 取り組み   | 実施主体                        | 該当する項目   | 進捗状況（具体的実施内容等）  | 課題及び今後の方向性  |
|--|--|--|-----------------------------|--|---|---|
|  |  |  |                             | 継続   | 小中学生を対象に高齢者疑似体験などの体験プログラムを通じて、高齢者等の理解を深め、偏見を持たずに思いやりを持って接することが出来る人材を育成し、地域福祉に資する。   | 現行の支援を継続する。   |
|  |  |  |                             | 新規   | 市内社会福祉法人の連携・協働による「地域における公益的な取組」として、「ふくし出前講座・福祉共育出前講座」を実施、地域への講座を実施することとしている。（再掲）  | 現行の支援を継続する。   |
|  |  | ⑥学校における福祉教育の推進<br>福祉に関する出前講座や市社会福祉協議会、福祉事業者等との連携による福祉教育、体験学習、ボランティア活動を通して児童・生徒の福祉への理解や関心を高め、福祉の心を育むことができるよう支援する。 | 地域行政<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所    | 継続   | 学校では、市の出前講座や外部団体、及び福祉事業者と連携して、体験学習等を行っている。  | 学校教育課では、今後もキャリア教育推進事業や中学生職場体験学習推進事業を通して学校を支援していく。   |
|  |  |  | 継続                          | 小中学生に対し、高齢者のコミュニケーションのとり方や関わり方を学ぶために、後期高齢者の身体的変化を再現する用具を使用し、高齢者の身体的・心理的变化を擬似的に体験するプログラムを実施している。  | 引き続き継続する必要があるが、高齢者疑似体験のボランティアのインストラクターの確保が難しくなっている。   |   |
|  | 2. 地域の福祉を支える担い手の育成   | ①青少年のボランティアの育成<br>小・中・高校生や大学生のボランティア活動への参加を促すことによりボランティアの心を育て、次世代につながる人材の育成を進める。                                 | 地域行政<br>社会福祉協議会<br>ボランティア団体 | 継続   | まちづくり推進課、ボランティア・公益活動センターでは、夏のボランティア体験事業を通して、多くの学生にボランティアの機会を提供してきた。新型コロナウイルス感染症のために令和2年度は規模を縮小せざるえなかったが、コロナ以前は順調に参加者が増えてきており、担い手の発掘に貢献してきた。 | 今後は、コロナ収束を見据え、各高校が進める探求学習との連携を図るなど、学生の自発性を尊重しながら、ボランティアについてのきっかけ、てより深く知ってもらえる機会を提供していきたい。 |
|  |  |  |                             | 継続   | ボランティア・公益活動センターが高校生や中学生などをターゲットとした夏のボランティア体験事業を実施している。あわせて、福祉の担い手育成事業（高齢者疑似体験事業）を市より受託、実施している。（再掲）  | 現行の支援を継続する。   |
|  |  | ②身近な地域活動を通じた人材の育成<br>地域のPTA活動などの身近な活動を通じて、地域活動へのきっかけづくりを進める。   | 地域                          | 未実施  |   |   |
|  |  | ③経験を生かした世代の参加促進<br>団塊の世代を含め、高齢者が豊富な経験と知識を生かし、地域参加や生きがいづくりにつながるよう、地域活動へ参加を促進することに努める。                             | 地域                          | 新規   | 退職年代の地域デビューを促す目的で「極める男のためのセカンドライフ講座」を開催した。  | 引き続き、年代などに応じた地域とつながりを作れる企画を検討する。  |
|  |  | ④地域福祉のリーダー育成<br>コミュニティセンター、自治会館等の地域資源を活かして健康、福祉の研修会や話し合いの機会などを充実し、地域住民との協働のもと、地域福祉活動を推進するリーダーの育成を図る。             | 行政<br>社会福祉協議会               | 継続   | 平成29年度から南遊佐地区、令和元年度からは松陵地区が、地域住民により提案された取り組みについて、地域住民、関係福祉団体、行政との協働・パートナーシップにおいて実践している。<br>地域での自主的な課題を解決に重要な役割を果たしている。                      | 地域での自主的な課題解決に必要な事業であり、実施地区を増やしていくとともに、市と市社会福祉協議会、関係機関等で継続して支援することが必要である。                  |
|  |  |  |                             | 継続   | 学区・地区社協が実施する新・草の根事業の「合同研修事業」では、合同で地域のニーズに対応するための検討会をしたり、情報交換を行っている。市社協では、「ふれあい給食事業」調理ボランティア向けの管理栄養士及び保健所による講習会やサロン世話人（リーダー）研修会を開催した。        | 学区・地区社協の役員を含む、担い手の確保やリーダーの育成を検討する。  |
| ⑤民生委員・児童委員活動に対する支援<br>民生委員・児童委員が地域の中で期待される役割を十分に果たすことができるよう、活動に対する市民の理解を一層深めるとともに、研修の充実、相談支援など民生委員・児童委員の活動を支援する。 |  | 行政<br>社会福祉協議会  | 継続                          | 民生委員の日に合わせて市広報に活動に関する記事を掲載するなど、市民に対し周知を図っている。  | 欠員が発生しており、当該区域の民生委員の負担が増しているため、欠員補充に努めながら、民生委員に関する啓発活動を行っている。   |   |
|  |  |  | 継続                          | 民協会議、新任民生委員等での研修を実施するとともに、共同募金助成などによる民生委員活動支援を実施している。  | 現行の支援を継続する。   |   |
| 3. ボランティア、NPO法人との協働によるまちづくり  | ①ボランティアのネットワークの充実<br>ボランティア団体の自主的な活動を支援するため、それぞれのニーズ情報などを共有するとともに、市と市社会福祉協議会は連携してボランティア団体間の情報交換や交流を促すことにより、ボランティアネットワークの充実を図る。 | 行政<br>社会福祉協議会<br>ボランティア団体  | 継続                          | ボランティア・公益活動センターでは、ボランティア・公益活動団体からの相談を随時受け付け、団体同士のコーディネートも行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症のために開催出来なかったが、年に一回、交流会を開催して、団体の垣根を越えて交流する機会の提供も行っている。 | ボランティア・公益活動団体は、個別に活動する傾向が強くなってきている。ボランティア・公益活動センターが、これまで以上に団体に関する情報を把握し、発信していくことで、団体の間を取り持っていきたい。   |   |

| 基本目標         | 目標の実現に向けた取り組み  | 取り組み | 実施主体   | 該当する項目  | 進捗状況（具体的実施内容等）   | 課題及び今後の方向性   |
|--------------|--|------|--|---|--|--|
| 4. 社会貢献活動の推進 | <p><b>②NPO活動等との連携</b><br/>NPO法人の自主的な活動を支援し、これらの活動と市の事業とが連携できるよう努める。</p> <p><b>③公益活動の支援</b><br/>市民が自主的な公益活動を円滑に行うことができるように、公益活動支援センターが行う公益活動の相談、情報提供、講座開催などの活動を支援するとともに、その機能の向上を図るためのコーディネーター等としての役割を担える人材育成に努める。</p>   |      |  | 継続  | 市・市社協では、ボランティアセンターと市公益活動支援センターを統合し、市ボランティア・公益活動センターを開設、一体的な運営を行い、ボランティア・市民活動の振興を図っている。「ボランティア・市民活動交流会」を開催し、ボランティア団体間の情報交換や交流を促進している。 | 現行の支援を継続する。  |
|              |  |      |  | 継続  | 公益活動支援補助金で、NPO法人への補助も行っているほか、要望があれば、市広報にイベントの記事を掲載したり、教育委員会を通じて市内小中学校に周知を行うなど、広報にも協力している。  | 令和3年度から制度開始した公益活動団体協働提案負担金では、NPO法人等の公益活動団体が、市と対等な立場で事業について企画立案していくことで、より効果的で公益性の高い事業を目指していく。 |
|              |  | 継続   | ボランティア・公益活動センターが、公益活動の取り組みを応援するための「公益活動支援補助金」の採択団体審査業務を担うとともに、NPO法人、ボランティア・市民活動団体などを対象とした助成金に関する研修会を開催し、活動の拡充や改善を支援している。                                   | 現行の支援を継続する。   |  |  |
|              |  | 継続   | まちづくり推進課、ボランティア・公益活動センターでは、公益活動団体向けの補助金に関する研修を行っている。また、公益活動支援補助金を給付し、団体の育成に努めた。コーディネーター機能については、3人のボランティア・公益活動推進員を配置し、コーディネーターに関する研修を受講してもらうなど、質量ともに充実に努めた。 | 補助金制度については、令和3年度から公益活動団体協働提案負担金制度を開始した。金銭面での支援だけでなく、企画立案段階からの行政と公益活動団体が対等な立場で企画を作り上げていくことで、お互いの強みを活かして、公益性の高い事業の構築を目指す。 |  |  |
|              |  | 継続   | ボランティア・公益活動センターがNPO法人、ボランティア・市民活動団体などを対象とした助成金に関する研修会を開催し、活動の拡充や改善を支援している。また、「地域共創コーディネーター養成研修」「ボランティアコーディネーション力3級検定研修」を開催し、ボランティア・公益活動振興を担う人材育成を図った。      | 現行の支援を継続する。   |  |  |
|              |  | 継続   | 美化ボランティア制度において、企業の登録を受け付け、地域の美化活動に企業も参画するように努めた。また、ボランティア・公益活動センターでは、ボランティアを行いたい企業からの相談に対して助言を行っている。   | 現状は、企業への能動的な働きかけには踏み込めておらず、受け身での対応となっている。今後は、市側から企業に対して、公益活動団体への寄付、協力を依頼するなど、より積極的な取り組みを検討していきたい。                       |  |  |
|              | <p><b>①企業等の社会貢献活動の推進</b><br/>企業等のボランティア活動を推進するとともに、地域と連携し、企業が提供できる活動と地域が求めるニーズの橋渡しできる仕組みを検討する。</p> <p><b>②福祉事業者が持つ人材や専門性の地域への還元</b><br/>福祉事業者が地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、人材や豊富なノウハウなどを地域活動者の研修などに活用する。また、福祉事業者が地域の一員として、提案したり自ら取り組むなど、その専門性を地域に還元することができるよう努める。</p> <p><b>③高校・大学との連携によるボランティア等の活動の推進</b><br/>高校や大学との連携による福祉ボランティア活動を促進する。また、大学生と地域による調査研究活動を通じた福祉活動の取り組みを推進する。</p> |      | 行政<br>社会福祉協議会<br>企業等   | 継続  | 市社協で実施するフードバンク事業のための食料寄贈、一人暮らしのお年寄り宅電気保安点検などの企業の協力による地域福祉活動を実施している。  | CSR活動としての取り組みが促進されるような働きかけについて検討する。  |
|              |  |      |  | 継続  | 介護相談員（10人）を介護サービス事業所に派遣し、利用者サービス提供者との橋渡しを行うことで、利用者のニーズに応じたサービスの資質向上に努めている。   | 引き続き介護相談員の派遣を行い、利用者のニーズを適確に共有し、サービスの向上に努めていく。  |
|              |  | 継続   | 各障がい支援事業所が地域の方を交えての夏祭り等を行い交流を図っている。<br>自立支援協議会に各分野ごとの専門部会を設けて、相談事案や地域での課題等を協議している。   | 今後も、各関係機関・各支援団体と連携して、地域の課題等を共有し協議していく必要がある。   |  |  |
|              |  | 新規   | 市内社会福祉法人の連携・協働による「地域における公益的な取組」として、「ふくし出前講座・福祉共有出前講座」を実施、地域への講座を実施することとしている。（再掲）   | 現行の支援を継続する。   |  |  |
|              |  | 継続   | まちづくり推進課、ボランティア・公益活動センターでは、夏のボランティア体験事業を通じて、高校生、大学生へもボランティア活動の機会を提供した。東北公益文科大学とは、同大学の地域共創センターを通じて、学生によるボランティアサークルとも連携を深めた。                                 | 東北公益文科大学のゼミ、学生サークルから地域課題解決のための協力依頼等があれば、積極的に協力をしていきたい。  |  |  |
|              |  | 継続   | ボランティア・公益活動センターが中心となり、公益大や同大学地域共創センターとの連携を強化し、「地域共創コーディネーター養成研修」「ボランティアコーディネーション力3級検定研修」を開催するなど、共に人材育成に努めている。  | 公益大以外の大学、専門学校、高校への地域福祉活動等の活動参画の働きかけには至っていない。  |  |  |